

令和6年2月29日

「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン」の改正(令和6年2月)

1. 改正の背景

(1) 市太陽光ガイドラインに基づく太陽光発電施設設置に係るこれまでの対応

- ・ガイドラインに基づき、事業者に対して法令順守、地域住民等との調和を求め、必要に応じ、行政指導を迅速かつ柔軟に実施
- ・一方、適法な手続きがなされ、ガイドラインでは抑えられず事業化されるケースがあり（農地転用、林地開発許可等）、山地への大規模太陽光発電施設の設置により「景観」や「安全安心」の面で懸念すべき事案が発生

(2) ノーモア メガソーラー宣言 ～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～

- ・景観の悪化や災害の発生リスクのおそれのある山地への大規模太陽光発電施設の設置を望まない
- ・省エネ・省資源化、次世代技術の導入とともに地域共生型の再エネを推進する

2. 主な改正ポイント

(1) 太陽光発電事業者が行うべき手続きの整理・追加

手続き(提出書類)を整理し、書類提出のタイミングで変更又は中止を指導できるものとした。
特に大規模太陽光発電事業を行う事業者に対しては3段階の手続きとした。

(2) 計画の中止を指導する条項等を追加

事業計画の段階(入口)で事業計画を中止させるとともに、各段階で事業中止を求められるよう、書類提出のタイミングで変更又は中止を指導できるものとした。

(3) 大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域の設定

「ノーモア メガソーラー宣言」を踏まえ、大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域を明記。
当該区域に該当することを把握した場合は計画の中止を指導するものとした。

(4) 近隣住民等への説明にかかる条項を追加

住民への説明方法について詳細に記載するとともに、大規模太陽光発電の住民説明にあたっては、完成後の景観だけではなく、施工中の景観についてもフォトモンタージュ又はそれと同等以上による景観のシミュレーション(3DCG等)を活用した景観シミュレーションの実施を求める内容とした。

(5) 協定の締結等を求める条項を追加

大規模太陽光発電事業を行おうとする事業者は、災害防止、景観保全等に関する協定を自治会等の間で締結し、協定書の写しを市長へ提出することを明記した。

3. その他

改正ガイドラインについては下記市ホームページ URL 参照

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/ryuijiko/240222.html>

担当：環境課 温暖化対策推進係
課長 黒須 係長 安倍
電話 024-525-3742 (直通)

「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ
守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等
に関するガイドライン」の改正(令和6年2月)

改正の背景①

市太陽光ガイドラインに基づく太陽光発電施設設置に係るこれまでの対応

- ・ガイドラインに基づき、事業者に対して法令順守、地域住民等との調和を求める
⇒必要に応じ、行政指導を迅速かつ柔軟に実施
- ・一方、適法な手続きがなされ、ガイドラインでは抑えられず事業化されるケースあり
⇒農地転用、林地開発許可等



山地への大規模太陽光発電施設の設置により「景観」や「安全安心」の面で懸念すべき事案が発生

ふるさとの景観について

大規模な林地開発による山肌露出の状況



山地斜面に設置されたパネルの状況



安全安心について

法面崩落による土砂流出の状況



豪雨による道路への泥水流出の状況



改正の背景②

ノーモア メガソーラー宣言(令和5年8月31日 定例記者会見)



景観の悪化・災害の発生リスクのある
山地へのメガソーラーは望まない



省エネ・省資源化、次世代技術の導入とともに
地域共生型の再エネ推進



2050年度 温室効果ガス排出量
実質ゼロを目指す



ノーモア メガソーラー宣言の主旨に則り、市太陽光ガイドライン
の見直し(改正)を行う

太陽光ガイドラインの主な改正ポイント①

1. 太陽光発電事業者が行うべき手続きの整理・追加（第4条、第8条、第9条）

- ・ 福島市太陽光発電事業計画書（様式第1号）←追加
- ・ 福島市大規模太陽光発電施設設置事前協議書（様式第2号）←追加（大規模のみ）
- ・ 福島市太陽光発電施設設置計画書（様式第3号）

【ポイント】 手続き（提出書類）を整理し、書類提出のタイミングで変更又は中止を指導できるものとした。特に大規模太陽光発電事業を行う事業者に対しては、3段階の手続きとした。

2. 計画の中止を指導する条項等を追加

(1) 計画の中止（第4条、第5条）

別表3（旧：別表2）の区域について、旧ガイドラインでは「計画の中止を含め抜本的な見直しを行うよう指導するもの」としていたが、改正ガイドラインでは、事前相談・協議段階において事業者は「計画を中止するもの」とし、事業計画提出後に市は「計画の中止を指導するものとする」と修正

【ポイント】 事業計画の段階（入口）で事業計画を中止させるものとした。

(2) 事業の変更又は中止の指導（第8条、第9条）

事業者からの書類提出の段階で、その内容が公共の安全、環境の保全その他の公益を害するおそれのあるときは、変更又は中止を事業者に対し指導

【ポイント】 各段階で事業中止を求められるよう、書類提出のタイミングで変更又は中止を指導できるものとした。

太陽光ガイドラインの主な改正ポイント②

3. 大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域の設定（第5条）

別表3に加え、大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域として、「①土砂災害その他自然災害が発生するおそれのある区域」、「②良好な景観が損なわれるおそれのある区域」を設定

【ポイント】「ノーモア メガソーラー宣言」を踏まえ、大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域を明記。当該区域に該当することを把握した場合は計画の中止を指導するものとした。

4. 近隣住民等への説明にかかる条項を追加（第6条）

【ポイント】住民への説明方法について詳細に記載するとともに、大規模太陽光発電の住民説明にあたっては、完成後の景観だけでなく、施工中の景観についてもフォトモンタージュ又はそれと同等以上による景観のシミュレーション（3DCG等）を活用した景観シミュレーションの実施を求める内容とした。

5. 協定の締結等を求める条項を追加（第7条）

【ポイント】大規模太陽光発電事業を行おうとする事業者は、災害防止、景観保全等に関する協定を自治会等の間で締結するとともに、協定書の写しを市長へ提出することを明記した。

改正ガイドラインのフロー図

- 1条 (目的) ノーモアメガソーラー宣言の内容
- 2条 (定義) (2)大規模太陽光発電施設：太陽光発電施設のうち、定格出力が1メガワット以上のものをいう。と定義
- 3条 (対象地域) 福島市全域

